

議案第29号 小松島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例について

小松島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

【平成25年4月1日施行】

現行	改正後（案）	備考
<p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する小松島市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の定数は、5名以内とする。</p>	<p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する小松島市障害程度区分認定審査会(以下「審査会」という。)の定数は、5名以内とする。</p>	改正

【平成26年4月1日施行】

平成25年4月1日改正後の規定	改正後（案）	備考
<p><u>小松島市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</u></p> <p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する<u>小松島市障害程度区分認定審査会</u>(以下「審査会」という。)の定数は、5名以内とする。</p>	<p><u>小松島市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例</u></p> <p>(審査会の委員の定数)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する<u>小松島市障害支援区分認定審査会</u>(以下「審査会」という。)の定数は、5名以内とする。</p>	改正

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例新旧対照表

【平成25年4月1日施行】

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義) 第2条第1～4項 略</p> <p>5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第58条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則で定める医療に関する給付をいう。</p>	<p>(定義) 第2条第1～4項 略</p> <p>5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第58条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則で定める医療に関する給付をいう。</p>	改正

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

【平成25年4月1日施行】

現行	改正後（案）	備考
<p>(介護補償) 第10条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p>	<p>(介護補償) 第10条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p>	改正

【平成26年4月1日施行】

平成25年4月1日改正後の規定	改正後（案）	備考
<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p>	<p>改正</p>

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例新旧対照表

【平成25年4月1日施行】

現行	改正後（案）	備考
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p>	<p>改正</p>

【平成26年4月1日施行】

平成25年4月1日改正後の規定	改正後（案）	備考
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p>	<p>改正</p>